

新温泉町告示第82号

第85回（平成29年11月）新温泉町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成29年11月14日

新温泉町長 西 村 銀 三

- 1 期 日 平成29年11月17日 午前9時30分
- 2 場 所 新温泉町議会議事堂
- 3 付議事件
 - (1) 議長の選挙について
 - (2) 副議長の選挙について
 - (3) 常任委員会委員の選任について
 - (4) 議会運営委員会委員の選任について
 - (5) 議会広報調査特別委員会の設置について
 - (6) 議会広報調査特別委員会委員の選任について
 - (7) 一部事務組合議会議員の選挙について
 - (8) 選挙管理委員及び同補充員の選挙について
 - (9) 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
 - (10) 専決処分の報告について
損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について
 - (11) 専決処分の承認について
平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について
 - (12) 専決処分の承認について
平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について
 - (13) 専決処分の承認について
平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について
 - (14) 教育長の任命同意について
 - (15) 教育委員会委員の任命同意について
 - (16) 監査委員の選任同意について

○開会日に応招した議員

太 田 昭 宏君	岩 本 修 作君
阪 本 晴 良君	森 田 善 幸君
中 井 次 郎君	重 本 静 男君
小 林 俊 之君	谷 口 功君
池 田 宜 広君	河 越 忠 志君
浜 田 直 子君	平 澤 剛 太君
中 井 勝君	中 村 茂君

竹 内 敬一郎君

○応招しなかった議員

宮 本 泰 男君

議事日程（第1号）

平成29年11月17日 午前9時30分開会

日程第1 仮議席の指定

日程第2 選挙第1号 議長の選挙について

本日の会議に付した事件

日程第1 仮議席の指定

日程第2 選挙第1号 議長の選挙について

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定

追加日程第4 諸報告

追加日程第5 選挙第2号 副議長の選挙について

追加日程第6 議席の一部変更

追加日程第7 選任第1号 常任委員会委員の選任について

追加日程第8 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第9 発議第4号 議会広報調査特別委員会の設置について

追加日程第10 選任第3号 議会広報調査特別委員会委員の選任について

追加日程第11 選挙第3号 一部事務組合議会議員の選挙について

追加日程第12 選挙第4号 選挙管理委員及び同補充員の選挙について

追加日程第13 選挙第5号 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

追加日程第14 報告第11号 専決処分の報告について

（専決第6号）損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

追加日程第15 承認第3号 専決処分の承認について

（専決第4号）平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について

追加日程第16 承認第4号 専決処分の承認について

（専決第5号）平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について

追加日程第17 承認第5号 専決処分の承認について

（専決第7号）平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第5

号)の専決処分について

追加日程第18 議案第83号 教育長の任命同意について

追加日程第19 議案第84号 教育委員会委員の任命同意について

追加日程第20 議案第85号 監査委員の選任同意について

追加日程第21 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

出席議員(15名)

2番	太田昭宏君	3番	岩本修作君
4番	阪本晴良君	5番	森田善幸君
6番	中井次郎君	7番	重本静男君
8番	小林俊之君	9番	谷口功君
10番	池田宜広君	11番	河越忠志君
12番	浜田直子君	13番	平澤剛太君
14番	中井勝君	15番	中村茂君
16番	竹内敬一郎君		

欠席議員(1名)

1番 宮本泰男君

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 仲村祐子君 書記 中井勇人君

説明のため出席した者の職氏名

町長	西村銀三君	副町長	小西清司君
教育長	岡本操君	温泉総合支所長	太田洋二君
牧場公園園長	池内俊久君	総務課長	西村大介君
企画課長	井上弘君	税務課長	長谷阪治君
町民課長	谷田善明君	健康福祉課長	森本彰人君
商工観光課長	岩垣廣一君	農林水産課長	仲村秀幸君
建設課長	田中雅樹君	上下水道課長	松岡清和君
町参事	土江克彦君	浜坂病院事務長	吉野松樹君
会計管理者	中村光春君	こども教育課長	西村徹君
生涯教育課長	川夏晴夫君	調整担当	小谷豊君
代表監査委員	川崎雅洋君		

午前 9 時 3 0 分

○事務局長（仲村 祐子君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、皆様に申し上げます。

本日招集されました第 8 5 回新温泉町議会臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。

したがいまして、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 1 0 7 条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

ただいま出席議員の中で中井次郎議員が年長の議員でありますので、御紹介いたします。

中井議員、議長席をお願いいたします。

〔臨時議長着席〕

○臨時議長（中井 次郎君） おはようございます。

ただいま御紹介をいただきました中井次郎でございます。

地方自治法第 1 0 7 条の規定によって、臨時に議長の職務を行わせていただきます。議員各位の御協力により職務が無事果たせますようによろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、ここで町長の挨拶を受けます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議員の皆さん、おはようございます。第 8 5 回新温泉町議会臨時会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、先日執行されました町議会議員選挙で見事御当選をされましたこと、まことにおめでとうございませう。心からお喜び申し上げます。

また、私も町長に就任することになりました。一言御挨拶申し上げます。

2 0 年間議会議員を務める中、このたび町長選に立候補し、就任することになりました。議員出身ということもあり、議会の立場を踏まえ、より丁寧な説明、そしてオープンな議論をさせていただきたい、そのように思っております。極力議員の皆様方に知恵を出していただき、そして行政の知恵もぶつけ合って、より元気な活気ある町にしていきたい、そのように思っておりますので、御指導、御鞭撻よろしくお願いいたします。以上であります。

今期臨時会は、報告 1 件、承認 3 件、人事案 3 件の合わせて 7 件を御提案申し上げます。議員の皆様には慎重審議をいただき、適切かつ妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上で開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（中井 次郎君） 西村町長の挨拶は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 3 4 分休憩

午前9時37分再開

○臨時議長（中井 次郎君） 再開いたします。

午前9時37分開会

○臨時議長（中井 次郎君） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、これから第85回新温泉町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、あらかじめ皆さんの手元に配付してとおりでございます。

それでは、日程に基づいて議事を進めます。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（中井 次郎君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

暫時休憩いたします。

午前9時38分休憩

午前9時54分再開

○臨時議長（中井 次郎君） それでは、再開いたします。

日程第2 選挙第1号

○臨時議長（中井 次郎君） 日程第2、選挙第1号、議長の選挙についてを議題といたします。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（中井 次郎君） ただいまの出席議員は15名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に重本静男君、小林俊之君を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（中井 次郎君） 念のために申し上げますが、投票は単記無記名でございます。氏名の姓のみを記載され、被選挙人が特定できない票は案分されず、無効になりますので、御注意をお願いいたします。もう一度申し上げますが、投票は単記無記名です。氏名の姓のみを記載され、被選挙人が特定できない票は案分されず、無効になりますので、御注意をいただきますようお願い申し上げます。

投票用紙の配付漏れはありませんでしょうか。全員に配付されてますね。
配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（中井 次郎君） 異状はないと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票をお願いいたします。

○事務局長（仲村 祐子君） それでは、お名前を申し上げます。投票は、2番の仮議席の議員から順次投票し、最後に臨時議長に投票していただきますので、御理解お願いいたします。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....

2番	太田	昭宏君	3番	岩本	修作君	4番	阪本	晴良君
5番	森田	善幸君	7番	重本	静男君	8番	小林	俊之君
9番	谷口	功君	10番	池田	宜広君	11番	河越	忠志君
12番	浜田	直子君	13番	平澤	剛太君	14番	中井	勝君
15番	中村	茂君	16番	竹内	敬一郎君	6番	中井	次郎君

.....

○臨時議長（中井 次郎君） 投票は終わりましたか、全員の。

投票漏れなしと認めます。これをもって投票を終わらせていただきます。

それでは、開票に移らせていただきます。重本静男君、小林俊之君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（中井 次郎君） 立ち会い御苦労さまでございました。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、うち有効投票15票、無効投票ゼロです。

有効投票のうち中井勝君14票、中井次郎君1票。

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は4票でございます。したがって、中井勝君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（中井 次郎君） ただいま議長に当選された中井勝君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。当選人、中井勝君。

議長に当選されました中井勝君に議長就任の承諾及び挨拶をいただきます。自席でお願いをいたします。

○議員（14番 中井 勝君） ただいまの選挙で議長に当選をさせていただきました。

皆様の期待に応えるよう力いっぱい議長職を務めていきたいと思ひます。

さらには今期 8 名の新人議員を迎え、議会が特に注目されていると思われまひます。さらなる議会の飛躍、活躍を皆様とともに頑張っていきたいと思ひます。皆様の御支援、御協力を心からお願い申し上げまひして、当選に対するお礼とさせていただきます。まことにありがとうございました。（拍手）

- 臨時議長（中井 次郎君） これをもちまひして臨時議長の職務は全部終了いたしました。議員各位の御協力によって、重責を果たすことができました。ありがとうございました。暫時休憩といたします。

午前 10 時 08 分休憩

午前 10 時 09 分再開

- 議長（中井 勝君） 再開をいたします。ただいまお手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、本日の日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（中井 勝君） 異議なしと認めまひます。よって、日程を追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1 議席の指定

- 議長（中井 勝君） 追加日程第 1、議席の指定を行います。議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、議長において議席の指定を行います。議席番号と氏名を事務局長から読み上げさせまひます。局長。
- 事務局長（仲村 祐子君） それでは、お名前を申し上げます。議席番号 1 番、宮本泰男議員、2 番、太田昭宏議員、3 番、岩本修作議員、4 番、阪本晴良議員、5 番、森田善幸議員、6 番、中井次郎議員、7 番、重本静男議員、8 番、小林俊之議員、9 番、谷口功議員、10 番、池田宜広議員、11 番、河越忠志議員、12 番、浜田直子議員、13 番、平澤剛太議員、14 番、竹内敬一郎議員、15 番、中村茂議員、16 番、中井勝議員。以上でございます。

追加日程第 2 会議録署名議員の指名

- 議長（中井 勝君） 追加日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において指名しまひます。2 番、太田昭宏君及び 15 番、中村茂君にお願いしまひます。

追加日程第3 会期の決定

○議長（中井 勝君） 追加日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

追加日程第4 諸報告

○議長（中井 勝君） 追加日程第4、諸報告に入ります。

まず、議長からの報告であります。別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略いたします。

次に、監査の結果について報告いたします。

監査委員から、平成29年8月、9月分の例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しを添付して報告といたします。

次に、説明員の報告をいたします。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本臨時会に説明のため出席を求めた者の職、氏名は、一覧表のとおりであります。

次に、美方郡広域事務組合議会定例会が10月6日に開かれておりますので、その報告をお願いいたします。

3番、岩本修作君。

○美方郡広域事務組合議会議員（岩本 修作君） 失礼します。去る10月6日に美方郡広域事務組合定例会がありましたので、御報告をさせていただきます。

提案内容は、報告1件、決算認定2件、補正予算案2件の計5件です。

まず最初に、報告第1号、平成28年度美方郡広域事務組合農業共済事業特別会計資金不足比率についてですが、提案理由といたしまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定を受け、美方郡広域事務組合農業共済事業特別会計の資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するもの。監査委員の報告といたしまして、資金不足比率については、意見書のとおりで流動資産から流動負債を排除した資金剰余金額は4,972万5,000円となっている。したがって、資金不足額はなく、良好な経営状況にあると認められる。

続きまして、認定案第1号、平成28年度美方郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について。提案理由といたしまして、平成28年度美方郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算は、歳入総額8億4,518万208円、歳出総額が8億3,272万2,995円、歳入歳出差し引き残額が1,245万7,213円、うち基金繰入額が336万6,904円。この決算について監査委員の意見を付して認定をお願いするもの。これは全員

賛成で可決されました。

認定案第2号、平成28年度美方郡広域事務組合農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について。提案理由といたしまして、平成28年度美方郡広域事務組合農業共済事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額2億3,707万8,867円、歳出総額が2億4,101万6,400円、歳入歳出差し引き残額が3,227万7,733円の赤字。この決算について監査委員の意見を付して認定をお願いするもの。これも監査委員の報告といたしまして、監査にかかわる一般会計及び農業共済事業特別会計は、法令に基づいて調製されており、また計数も誤りなく記載されており、本決算は適正であると認められる。これも全員賛成で可決されました。

議案第12号、平成29年度美方郡広域事務組一般会計補正予算（第1号）。提案理由といたしまして、平成29年度美方郡広域事務組一般会計補正予算（第1号）は、前年度繰越金の額が確定し、既定の歳入予算の補正をお願いするもの。これも全員賛成で可決されました。

議案第13号、平成29年度美方郡広域事務組合農業共済事業特別会計補正予算（第1号）。提案理由といたしまして、平成29年度美方郡広域事務組合農業共済事業特別会計補正予算（第1号）は、一般会計の補正予算に伴い一般会計への負担額を101万円を減額するため既定の歳入歳出予算の補正をお願いするもの。これも全員賛成で可決されました。

以上で美方郡広域事務組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○議長（中井 勝君） ありがとうございます。

続きまして、北但行政事務組合議会定例会が10月2日及び12日に開かれておりますので、その報告をお願いいたします。

10番、池田宜広君。

○議員（10番 池田 宜広君） それでは、101回北但行政事務組合議会定例会が開催されました。平成29年10月2日午前10時、クリーンパーク北但にて開催をされました。

上程議案は、第5号議案として、平成29年度北但行政事務組一般会計補正予算（第1号）について、第6号議案、平成28年度北但行政事務組一般会計歳入歳出決算の認定についてということで2件一括上程をされました。

2日に説明を受け、3日から11日までは熟読期間とし休会をし、12日に第2回目の議会を開催をいたしました。

5号議案につきまして、補正予算の説明がございました。各市町の負担金ということで6,459万5,000円の減ということでございました。その内訳は、15%が均等割、85%が人口割ということになっております。

平成28年度一般会計歳入歳出決算については、歳入総額29億7,356万8,745円、歳出総額29億8,977万2,864円、歳入歳出差し引き6,459万5,881円とな

り、2件とも異議なく認定、承認をされました。以上です。

○議長（中井 勝君） ありがとうございました。

以上で諸報告を終わります。

暫時休憩します。

午前10時19分休憩

午前10時41分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

追加日程第5 選挙第2号

○議長（中井 勝君） 追加日程第5、選挙第2号、副議長の選挙についてを議題といたします。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員は15名です。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に中井次郎君、谷口功君を指名します。

なお、先ほど休憩中に2名の議員から立候補がありました。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（中井 勝君） 念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。なお、氏名の姓のみを記載され、被選挙人が特定できない票は案分されず、無効になりますので、御注意ください。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（中井 勝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

○事務局長（仲村 祐子君） それでは、お名前申し上げます。投票は、2番議員から投票いただきます。

〔事務局長点呼、議員投票〕

2番 太田 昭宏君 3番 岩本 修作君 4番 阪本 晴良君
5番 森田 善幸君 6番 中井 次郎君 7番 重本 静男君

8 番 小林 俊之君 9 番 谷口 功君 10 番 池田 宜広君
11 番 河越 忠志君 12 番 浜田 直子君 13 番 平澤 剛太君
14 番 竹内敬一郎君 15 番 中村 茂君 16 番 中井 勝君

○議長（中井 勝君） 投票漏れはありますか。

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。中井次郎君、谷口功君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（中井 勝君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 15 票、有効投票 15 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち池田宜広君 10 票、中村茂君 4 票、中井次郎君 1 票。

以上のおりです。この法定得票数は 4 票です。したがって、池田宜広君が副議長に
当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（中井 勝君） ただいま副議長に当選された池田宜広君が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。当選人、池田宜広
君。

副議長職に当選されました池田宜広君に副議長就任の承諾及び挨拶をいただきます。
自席でお願いします。

○議員（10 番 池田 宜広君） ただいま副議長に当選をさせていただきました池田宜広
でございます。まだ 2 期目ではございますが、1 期の 4 年間の経験を十分に生かして、
先ほど当選をされました中井勝議長の補佐として、二元代表制の片輪の補佐役としても
十分に力を発揮していきたいというふうに思っております。新西村町政が誕生いたしま
した。ともに手を組んで進んでいけるように努力をさせていただきたいと思っておりますので、
どうか皆さん、よろしくお願いを申し上げます。（拍手）

追加日程第 6 議席の一部変更

○議長（中井 勝君） 追加日程第 6、議席の一部変更を行います。

議会運用基準 12 によりまして、議長の議席は 16 番、副議長の議席は 1 番とするこ
とになっております。

したがって、10 番、池田宜広君を 1 番議席に、1 番、宮本泰男君を 10 番議席に変
更いたします。

暫時休憩します。

午前 10 時 53 分休憩

午後 2 時 0 0 分再開

○議長（中井 勝君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

追加日程第 7 選任第 1 号

○議長（中井 勝君） 追加日程第 7、選任第 1 号、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、議長から指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、議長から指名します。

事務局長から読み上げさせます。

○事務局長（仲村 祐子君） 常任委員会委員のお名前を申し上げます。

総務教育常任委員会委員は、太田昭宏議員、森田善幸議員、小林俊之議員、竹内敬一郎議員、中村茂議員です。

産業建設常任委員会委員は、岩本修作議員、阪本晴良議員、中井次郎議員、重本静男議員、宮本泰男議員です。

環境福祉常任委員会委員は、池田宜広議員、谷口功議員、河越忠議員、浜田直子議員、平澤剛太議員です。以上です。

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。ただいま事務局長の朗読のとおり、各常任委員会の委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、常任委員会委員は、議長指名のとおり選任することに決定をいたしました。

暫時休憩します。

午後 2 時 0 1 分休憩

午後 2 時 0 1 分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

次に、各常任委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、委員会において互選することになっております。

委員長及び副委員長が決まりましたので、報告をいたします。

総務教育常任委員会委員長、中村茂君、副委員長、太田昭宏君。産業建設常任委員会委員長、岩本修作君、副委員長、阪本晴良君。環境福祉常任委員会委員長、谷口功君、副委員長、浜田直子君。以上です。

追加日程第 8 選任第 2 号

○議長（中井 勝君） 追加日程第 8、選任第 2 号、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、議長から指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、議長から指名します。

事務局長から読み上げさせます。

○事務局長（仲村 祐子君） 議会運営委員会委員は、次の 6 名です。阪本晴良議員、中井次郎議員、小林俊之議員、浜田直子議員、平澤剛太議員、竹内敬一郎議員です。

○議長（中井 勝君） お諮りします。ただいま事務局長の朗読のとおり選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員は、議長指名のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 0 3 分休憩

午後 2 時 0 3 分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、委員会において互選することになっております。

委員長及び副委員長が決まりましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長、中井次郎君、副委員長、竹内敬一郎君。以上です。

追加日程第 9 発議第 4 号

○議長（中井 勝君） 追加日程第 9、発議第 4 号、議会広報調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者に趣旨説明を求めます。

15 番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） それでは、議長の許可を得ましたので、発議第 4 号、議会広報調査特別委員会の設置について御提案申し上げます。

上記の議案を地方自治法第 109 条及び同法第 112 条の規定並びに新温泉町議会委員会条例第 6 条に基づき議会広報調査特別委員会を設置し、議会広報に関する調査研究を付託する。

なお、同委員会は 6 名をもって構成し、調査研究が完了するまで閉会中も継続して調査研究することができる。

平成29年11月17日提出。新温泉町議会議長様。提出者、新温泉町議会議員、中村茂、賛成者、新温泉町議会議員、池田宜広、賛成者、新温泉町議会議員、岩本修作。

この提案理由でございますが、地方自治法第109条の規定に基づき、議会の会議及び議会の活動状況を町民に公開することを目的として、議会広報及び公聴活動等を調査研究するものである。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中井 勝君） ちょっとお待ちください。

提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

追加日程第10 選任第3号

○議長（中井 勝君） 追加日程第10、選任第3号、議会広報調査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会広報調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第4項の規定により、議長から指名したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、よって、議長から指名します。

事務局長から読み上げさせます。

○事務局長（仲村 祐子君） 議会広報調査特別委員会委員を申し上げます。太田昭宏議員、森田善幸議員、中井次郎議員、重本静男議員、河越忠志議員、平澤剛太議員です。

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。ただいま事務局長の朗読のとおり選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、議会広報調査特別委員会委員は、議長指名のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

午後2時08分休憩

午後 2 時 0 8 分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

議会広報調査特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第 9 条第 2 項により、委員会において互選することになっております。

委員長及び副委員長が決まりましたので、報告いたします。

議会広報調査特別委員会委員長、平澤剛太君、副委員長、河越忠志君。以上です。

追加日程第 1 1 選挙第 3 号

○議長（中井 勝君） 追加日程第 1 1、選挙第 3 号、一部事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により、指名推選したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

それでは、事務局長より読み上げさせます。

○事務局長（仲村 祐子君） 美方郡広域事務組合議会議員 6 名は、中井勝議長、阪本晴良議員、中井次郎議員、宮本泰男議員、平澤剛太議員、竹内敬一郎議員。

北但行政事務組合議会議員 3 名は、池田宜広議員、重本静男議員、中村茂議員です。

但馬広域行政事務組合議会議員は、中井勝議長です。

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。ただいま事務局長の朗読のとおり各組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました諸君が各組合議会議員に当選されました。

当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第 3 3 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 1 0 分休憩

午後 2 時 1 1 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

追加日程第 1 2 選挙第 4 号

○議長（中井 勝君） 追加日程第 1 2、選挙第 4 号、選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定による指名推選にしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

それでは、選挙管理委員には、新温泉町竹田 1 番地、安藤隆広氏、新温泉町井土 1 0 5 7 番地、河越敦子氏、新温泉町戸田 4 3 4 番の 1 番地、小林峰夫氏、新温泉町浜坂 1 8 3 4 番地、吉川陽久氏、以上の 4 名を、また選挙管理委員補充員に、第 1 順位、新温泉町飯野 1 3 8 0 番地、山本満男氏、第 2 順位、新温泉町居組 1 4 6 番地、段秀和氏、第 3 順位、新温泉町海上 8 9 5 番地の 1、安田佳子氏、第 4 順位、新温泉町諸寄 2 7 7 番地の 7 2、松原眞紀江氏、以上 4 名を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長が指名しました選挙管理委員 4 名並びに同補充員 4 名を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました安藤隆広氏、河越敦子氏、小林峰夫氏、吉川陽久氏、以上 4 名が選挙管理委員に当選されました。

次に、第 1 順位、山本満男氏、第 2 順位、段秀和氏、第 3 順位、安田佳子氏、第 4 順位、松原眞紀江氏、以上 4 名が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 1 3 分休憩

午後 2 時 1 4 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

追加日程第 1 3 選挙第 5 号

○議長（中井 勝君） 追加日程第13、選挙第5号、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

それでは、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の議員に西村銀三君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました西村銀三君を兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました西村銀三君が兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の議員に当選されました。

追加日程第14 報告第11号

○議長（中井 勝君） 追加日程第14、報告第11号、専決処分の報告について（専決第6号）損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 報告第11号、専決処分の報告について（専決第6号）損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により行った専決処分について、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させます。よろしくお願いたします。

○議長（中井 勝君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） それでは、専決について、専決第6号でございます。

説明の都合上、審議資料、追加分でございます、1ページをお開きください。報告第11号関係ということで左上のほうに打ってございます。自動車物損事故の概要でございます。

まず、日時につきましては、平成29年の8月24日午前11時20分ごろでございます。

場所につきましては、新温泉町歌長3084番地の1東方1.5キロの付近でございます。3084番地の1というのは、山下土建の番地でございます。そこから高山に向かって1.5キロでございます。町道名につきましては、高山金屋線でございます。

当方につきましては建設課機械員、―――、相手方につきましては新温泉町湯―――氏でございます。

事故の状況につきましては、A、当方の機械員が町道高山金屋線を数久谷から歌長へ向かって軽のダンプを運転中でございます。ちょうど時間帯、パトロールをしていた時間帯でございますけれども、進行方向に向かって右側に停車をしておりましたB、相手方の軽乗用車がバックで道路方向に出てきたということで、当方の公用車右後ろに相手方の左後ろが衝突し、双方の車両の一部が破損したものでございます。

当時もそうですけど、この路線につきましてはほとんど通行がないということで、運転者も前方右側に駐車場に前進した状態で車がおるということは確認をしておるところでございますけども、通過と同時に急にバックで出てきたということで、軽トラにつきましても、公用車につきましても後ろの右側ということで、そんなにスピードが出てなかったんだけど、もうとまることはできなかったということでございます。

本人につきましては、もう少し徐行すればどうだったかなということがございましたので、できるだけ前にそういう車がおった場合はクラクション等鳴らして警告をしないということを申し上げてるところでございます。

本文に返っていただきまして、損害賠償の額でございます。損害賠償の額につきましては、2万1,940円でございます。

和解の内容につきましては、1、町は、相手方の車両に修理代2万1,940円を支払う。今後、本件に関して、双方とも裁判上または裁判外において、一切の異議申し立て及び請求を行わない。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑お願いいたします。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 事故の状況というのはある程度わかったわけですけども、相手側がそれこそ後ろ向きで道路に進入してきて、それに建設課の職員の運転してる車がいれば正面、前が当たったという大体事故の内容でしょう。そうすると後方確認が相手の車もできてなかったという話になりませんか。どうも何か本当になぜ新温泉町のほうが損害を賠償せなあかんのか、その理由が定かじゃないと思うんですけど、その点どう考えておられますか。

○議長（中井 勝君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） 事故の割合といいますと、相手方と町としますと相手方が8、町が2という形の中の案なっております。当方につきましても停車しておるわけじゃないしに動いてたということで、当時相手方につきましては、私、相手方が全部悪いから

100・ゼロでいいという話もあったようでございますけども、そう言いながらもこちらのほうも動いていたということで、その割合として8対2ということで、町のほうにも幾らか原因はあるという形の中で、その8対2の2の分が2万1,000円という形になりますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 100・ゼロでもいいという話があって、それが今度は8対2というか、変わったと。これはあれですか、保険会社か何かが入って、こういうあれをするべきだと。相手の方は、一旦はもう100・ゼロという話をしたということでしょう。それがなぜ8対2に変わるのか。それは専門家の意見ですか。そこら辺のところきちっと根拠を明らかにしてください。

○議長（中井 勝君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） あくまでも事故直後で自分が悪いからという形の中で申し出はあったようでございますけども、後、事故証明をとり、双方との保険会社の協議の結果、8・2ということで、内容といたしましては、町のほうも停車をしてたわけじゃなしに、あくまでも動いていたということで、停車以外の分については若干のやっぱり責任があるということで協議まとめました。その結果、8・2という形になりましたので、よろしく願いしたいというふうに思っております。

○議長（中井 勝君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） ただいまの説明でいくと、過失割合が相手方が8で町側が2ということになります。そうすると10万円相当の被害に対して2割という金額が2万幾らだという御説明だったと思うんですけども、この事故の説明によると町の車についても損害が発生してます。その町の損害については、相手方が8割の負担で、町の負担が2割になるはずで。それに対する相殺が一切これには掲載されておられません。これは明らかに正当でない示談になってる可能性が高いのではないかと私は推測するんですけれども、そのあたりについての御見解をお聞きできますでしょうか。

○議長（中井 勝君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） これは損害賠償の示談ですので、あくまでも向こうに払う金額の分での専決決定という形になっております。

内容につきましては、公用車につきましては、申し上げますと修理代が2万520円でございます。それに掛ける0.8で1万6,416円が相手方からこちらへの修理代となっております。あとの残り4,104円につきましては、公用車の車両保険のほうで補填をしておるところでございます。

さらに相手方につきましては、10万7,000円の修理代でございます。修理代のうち2割が町の責任という形の中で、この10万7,000円掛ける0.2ということで2万1,400円となります。それから事故証明代540円を足しまして、2万1,940円という形になっておるところでございます。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） 町のほうでは保険というのは入っておられなくて、直接払いという格好で処理されたということでよろしいのでしょうか。要は相手方の町の車の損害、1万6,416円については保険で支払われた。これはそれで私も正当かなと思うんですけども、今回の2万幾らということについては保険で補填されたということではなくて、現金の支払いということでよろしいのでしょうか。

○議長（中井 勝君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） 全て保険で賄っております。保険につきましても一旦町に入っておきますので、その分の支出代として2万1,940円が入ってくるという形になります。保険会社が直接本人に払われるものではないわけです。

○議長（中井 勝君） いいですか。

○議員（11番 河越 忠志君） 理解できました。ありがとうございました。

○議長（中井 勝君） ちょうどいい機会ですので、こういう保険の処理の方法について。

小西副町長。

○副町長（小西 清司君） 原則全ての損害賠償につきましては、議会の承認を得て執行することになっております。しかし、簡易なものにつきましてはというところで50万円以下の損害賠償につきましては町長で専決ができるという条例をつくっていただいております。そうしますと今回のように2万1,940円は専決事項に当たりますので、町長のほうで先に執行させていただいております。

しかし、自治法の中でそういう専決した場合は直近の議会に報告をして、承認というか、報告をしなさいということになっているものですから、損害賠償にかかわる部分だけを議会のほうに報告をしているというのが現実でございまして、先ほど言いました中身の全体額が10万円、2万円というふうなものについては内部処理で全部済んでおるわけですが、議会に報告しなければいけない、町が損害賠償しなければいけない額だけがこうして議会の議案として提出され、皆さんに報告なり承認を受けなければいけないということになっておりますので、今後、事故が起きてはいけないわけですが、こういう損害賠償が発生した場合にはこのような形で議案を提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（中井 勝君） 11番、河越忠志君。

○議員（11番 河越 忠志君） ありがとうございました。認識不足であったかなとは思いますが、ただ、示談の内容について説明されているので、示談については双方の負担について明記してある内容であろうと思うんですね。ところが一方的に町の分の負担だけがこの示談の内容として報告されていることについては、私は多少の瑕疵があるのではないかとこの示談の内容について思っています。そこのあたりが適正なのかどうかについては、

また今後、御検討いただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 小西副町長。

○副町長（小西 清司君） 議案としてはこれで正しい出し方になっておるわけですが、説明の中で十分そういうことは説明していかなければいけないというように思っています。今後そのように心がけます。以上でございます。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（中井 勝君） そのほか質疑ありませんか。

1 番、池田宜広君。

○議員（1 番 池田 宜広君） これ出てきた数字のことだけで今、議論をされてますけど、再度、町長、だろ、出てこないだろうという運転ではなくて、出てくるかもという運転の仕方を職員一度周知徹底をして、とにかく安全運転に努めて、金額からして命にかかわるようなことではなかったんですが、くれぐれも無事故、安全で1年、年末を迎えられるように努めていただきたいと思います。以上です。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 過去こういう事故は年間何度か起きております。安全運転管理者の指導も含めて徹底して安全管理に努めてまいります。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

追加日程第15 承認第3号

○議長（中井 勝君） 追加日程第15、承認第3号、専決処分の承認について（専決第4号）平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 承認第3号、専決処分の承認について（専決第4号）平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度新温泉町一般会計補正予算の専決処分をさせていただいておりますので、同条第3項の規定により、議会の御承認を賜りたく御報告を申し上げます。

内容につきましては、担当課長に説明させます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 29年度の一般会計の補正予算書（第3号）でございます。補正予算（第3号）につきまして概要の説明、内容の説明をさせていただきます。専決の予算でございます。

9月28日に衆議院が解散をいたしました。衆議院議員の総選挙に伴う執行経費を同日の9月28日付で専決補正をさせていただいております。

総額で歳入歳出それぞれ1,459万8,000円の増額をお願いするものでございます。

説明の都合上、事項別明細書6ページ、補正予算書の6ページ、給与費明細書を最初にごらんをいただきたいと思っております。6ページ、給与費明細書でございます。まず、6ページは特別職でございます。比較の欄をごらんいただきたいと思っております。比較の欄の一番下、その他の特別職でございます。143名ということで、選挙の投開票の管理者、立会人でございます。報酬が146万7,000円ということで、その管理者、立会人の報酬の額でございます。補正の額といたしましては、合計、右端のほう見ていただきまして、2行目です。一番下、146万7,000円の増額の補正でございます。

7ページからが一般職でございます。これも(1)の総括の一番下の比較欄を見ていただきましたら、給与費の職員手当等というところで755万2,000円の増額の補正を行っております。投開票の選挙事務に伴う時間外勤務手当と管理職員の特別勤務手当でございます。一般職のほうの補正総額は、その755万2,000円でございます。

内訳としましては、その下、2段に分けて記載をいたしております。比較欄をごらんいただきまして、時間外勤務手当が745万6,000円の増額、それから一番下の欄の内訳の欄の管理職員特別勤務手当、右から3つ目の枠です、9万6,000円の増額ということで、合わせて職員手当等755万2,000円の増額をお願いするものでございます。

次のページ、8ページがその増減の明細ということで、職員手当等755万2,000円、増減の事由としましては、制度改正ではなく、その他の増減ということで計上いたしております。説明は、時間外と管理職員特別勤務手当でございます。

以下9ページ以降につきましては、平均年齢を時点修正はいたしておりますけれども、そのほか基本的には変更ありませんので、説明は省略をさせていただきます。後ほどまた御清覧を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、事項別明細書の4ページに戻っていただきたいと思っております。4ページ、歳出でございます。2款総務費、4項選挙費、7目衆議院選挙費ということで、補正前の額は当初組んでおりませんのでゼロ、補正額は1,459万7,000円ということでございます。その右側のほうに補正額の財源内訳ということで、全て国県の支出金でございます。財源は全て委託金ということでございます。それから支出のほうの内容としましては、節で1節報酬、これにつきましては期日前の投票管理者、また投票立会人、その下のほうが当日の投票の管理者、立会人、それから開票の管理者、立会人、それぞれの報酬でございます。3節の職員手当等は、時間外と先ほどの申し上げました管理職員の特別勤務手当でございます。以下8節から18節まで、それぞれ執行に伴う経費を記載しております。主なものとしましては、4ページ一番下の13節委託料です。ポスターの掲示場の設置、管理、最後の撤去作業まで委託をしております。浜坂地域で87カ

所、温泉地域で88カ所、計175カ所のポスター掲示場の設置、管理、撤去業務でございます。

次に、また次の前、3ページに戻っていただきたいと思っております。歳入でございます。歳入、一つだけです。県支出金、委託金、総務費委託金ということで、衆議院議員選挙委託金ということで1,459万7,000円の収入をいたしております。

以上、どうぞよろしく願いいたします。（発言する者あり）

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午後2時37分休憩

午後2時39分再開

○議長（中井 勝君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑は一括でお願いをいたします。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 一つは、朝来市、それから豊岡市は、いわゆる市議選なりと同時選挙ということになりました。新温泉は、このように衆議院と、それから町長、町議選を分けました。その点はどのように感じておられるのでしょうか。やっぱりこういう分け方がよかったということで総括をされてるのかどうなのか、それを1点お聞かせを願いたいと思っております。

それからこの選挙の開票日なりにタクシーを配車をしてるということをお聞きしたんですけども、何台ぐらいタクシーを配車をされてるのでしょうか。夜遅うなって、それこそ投票箱を開票所に運んでくるときにタクシーをチャーターしてるというお話ですけども、ちょっとその点わかれば。ここには車両の借り上げなりというか、そういう形が出ておりませんので、あればちょっと教えてください。

○議長（中井 勝君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） このたび衆議院選挙が急遽解散ということで実施されました。新温泉町の場合は、当初から町長、町議選、10月29日で予定をして進めてきておりました。そういった中で10月22日に衆議院議員の選挙が執行されるということで、同日で行うということも検討いたしました。

同日で行うことによって選挙人の方が一度で国政、町政の選挙を終えることができることや経費の節減にもなりますし、立会人の方の依頼についてもかなりメリットが出てきます。

逆に、デメリットとしましては、投票用紙が5枚になります。衆議院選挙で3枚、比例区と選挙区と国民審査、そして町長、町議ということで5枚の投票をしていただくということになります。行ったり来たり、行ったり来たり、最低でも投票箱が4つ必要となってまいります。そういったことで記載の誤りによる無効投票を減らしたいというこ

と、より正確な投票を確保するということが主眼でございまして、そういう点で投票日は分けたほうがいいということで選挙管理委員会を新たにそのためにも含めて開催しまして、同日選にしないということを決定をしております。

ちなみに市長選、市議選等々ありましたけども、5枚の投票を実施してるのは、西脇市が市長、市長選がありまして、しかし、それを同時選挙にしております。そのほかは基本的には町長か町議か、市長か市議ということで、一部神戸市が補選がありましたけども、そのほかは4枚の投票で済んでおりますけど、新温泉町だけが5枚ということになります。西脇市は市でございまして、告示日が町と違いまして少し長いです。要するに期日前の投票期間が長いもので、ちょうどそれが22日に、29日に予定で執行しても22日が立候補の受け付け日に重なりますので、市については29日に予定している場合、もし別々にすれば立候補の受け付け日が投票日になるということで、そこで事務もふくそうするというので、いち早く西脇市は同日選にすることを決められましたけども、新温泉町の場合は、そこら辺も日にちが違いますし、5枚の投票していただくことによって無効投票がふえることが懸念されましたので、別々に開催をさせていただいたということでございます。

それとタクシーにつきましては、開票所に投票箱を送致していただくのに管理者と立会人が一緒になって送致、持ってきていただきます。その帰るときに立会人の方が帰られるのにタクシーを用意をしております。送致するのにタクシーではなく、それはもう公用車で投票箱は持ってくるわけですけど、あと立会人さんがお帰りになられるのにタクシーを頼んでるところでございます。

ちょっと台数については今ここで把握しておりませんが、予算の中で自動車の借り上げ料、使用料及び賃借料、この中の自動車の借り上げ料5万円というのがそのタクシー代でございます。

○議長（中井 勝君） 6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 混乱はないということで、賢明な判断だったと思います、同日選挙の問題については。

それとタクシーの配車の問題で業者の方から、一つは不公平だと、配車自体が。全然私とこは何も台数は来てないし、ほかのところに聞けば4台なら4台が来てるようだと、そういう声も出ておるわけで、これは私に届いた声でありますけども、どういう配車の基準を持ってるのか。町内には4社あるんですが、タクシー会社としては、これにやっぱり公平に配車をするべきだと。例えば4台ならば1台ずつとか、そういう形で、やっぱり業者も今厳しい状況ですから、そういったとこの配慮がどうだったのか。具体的な内容がわからんということですから、ぜひそういったことについても公平な扱いをするように求めておきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 特にタクシーの会社の指定というか、そういうことはして

おりませんので、できるだけ今後も公平にお願いできるようにさせていただきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようであります。

質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程第 16 承認第 4 号

○議長（中井 勝君） 追加日程第 16、承認第 4 号、専決処分の承認について（専決第 5 号）平成 29 年度新温泉町一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案理由の説明をお願いします。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 承認第 4 号、専決処分の承認について（専決第 5 号）平成 29 年度新温泉町一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分について。

本件につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 29 年度新温泉町一般会計補正予算の専決処分をさせていただいておりますので、同条第 3 項の規定により、議会の御承認を賜りたく御報告を申し上げます。

内容につきましては、担当課長に説明させます。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 一般会計の補正予算（第 4 号）でございます。専決の予算につきまして説明をさせていただきます。

専決の予算、一般会計補正予算（第 4 号）につきましては、10 月の 12 日に専決をさせていただいております。これは 9 月の 17 日から 18 日にかけての台風 18 号接近に伴って発生いたしました災害に伴う災害復旧費を専決補正をさせていただいております。

補正の内容の主なものは、災害査定を受けるための測量調査設計委託でございます。工事費等は含んでおりません。その前段の測量調査、そして災害査定を受けるための測量調査ということでございますので、早急に取りかかるということで、台風以後現地の確認、そういったものを踏まえた後に発注をするために 10 月 12 日に専決をさせてい

ただいております。

総額で歳入歳出それぞれ5,235万4,000円の増額をお願いするものでございます。

説明の都合上、まず事項別明細書の6ページ、給与費明細書をごらんいただきたいと思います。人件費の関係でございます。給与費明細書です。6ページです。まず、6ページの特別職につきましては、このたびは比較欄をごらんいただきましたように補正はございません。

7ページからが一般職でございます。比較欄をごらんいただきまして、職員手当等83万円でございます。その内訳としましては、その下に記載しております2段目の右から3行目です。時間外勤務手当、災害復旧業務に伴う職員の時間外でございます。83万円でございます。

その次のページ、8ページが増減の明細で、職員手当等、そしてその事由としましては制度改正ではなく、その他の増減ということで83万円の時間外勤務手当を増額するものでございます。

以下9ページ以降につきましては、平均年齢を時点修正しておりますけれども、基本的にはほかは変更ありませんので、説明は省略をさせていただきます。後ほど御清覧いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、事項別明細書の4ページ、歳出をお開きいただきたいと思います。4ページの歳出でございます。順次担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（中井 勝君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） この専決第4号につきましては、台風18号の関係ということで、ただいま申し上げましたとおりでございます。

18号の概要を先に説明をさせていただきたいと思います。本年の9月17日に鹿児島県に上陸した大型の台風18号でございますが、その後、暴風域を伴いながら高知県に再上陸し、その後、四国地方、瀬戸内海を横断して、兵庫県明石市付近に再上陸しております。兵庫県、京都府では記録的短時間大雨情報が発表され、本町においても相当の大雨が降ったところでございます。京都を通過して日本海へ出た台風でございますが、翌18日に北海道のほうへ再上陸するなど、観測史上初めて九州、四国、本州、北海道と本土4島全てに上陸した台風でございます。

この台風の接近に伴いまして本町では警戒態勢をとっておったわけでございますが、その後、対策本部を設置して18日の未明まで対応いたしましたところでございます。

この台風の大雨による農業関係の被害報告が多数寄せられておりまして、被害調査の結果、この専決時点では農地で65件、それから道路、水路、頭首工などの農業用施設47件の測量業務等予定しておりました。

また、林道におきましても法面崩壊が散見されるとともに、路肩崩壊、それから路面が雨に洗われて洗掘されるなどの被害が多発しておりましたが、その中でも中辻肥前畑線における路肩崩壊による被害が大きくて、これら災害申請のために測量業務を早期に

実施するために専決予算補正を行いましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あわせてこの台風による降雨と波浪の原因とする大量の漂着ごみが大温泉町の海岸部に打ち上げられておひまして、その撤去費用につきましても同様とさせておひしてありますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、補正予算書事項別明細書4ページでございますが、歳出でございます。6款3項3目の漁港管理費におきまして、既に内示の海岸環境美化清掃業務予算では年度内に不足することが明らかのために兵庫県と協議をさせておひしてあります。その結果、県内で予算の調製を行ひまして、新たに配分をいただくことになりました。補正額は13節委託料におきまして450万円でございます。

それと次に、11款1項1目農業用施設災害復旧費に係る補正額は1,754万6,000円でございます。内訳は、時間外手当が45万8,000円、測量委託料が1,708万8,000円でございます。

それと2目の農地災害復旧費におきましては、補正額は1,274万6,000円。内訳は時間外手当が37万2,000円、それと測量委託料が1,237万4,000円でございます。これらの被害につきましても、特に照来地域を中心として、また八田地域などで被害報告が多くなっているようでございます。

それと3目の林業施設災害復旧費におきましては、先ほど説明いたしました中辻肥前畑線の測量委託で83万2,000円となっております。

なお、この林道の被災延長ですが、1カ所で、延長は11メートルということでございます。

また、この台風による災害は激甚指定ということでおひしてありますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） 続きまして、11款2項1目公共土木施設災害復旧費でございます。補正額が1,673万円でございます。先ほど農林水産課長が申し上げましたとおり、9月の17日から18日にかけての台風18号でございます。当町の最大雨量は、24時間雨量で225ミリ、1時間の最大が51ミリとなっております。ともに石橋の雨量計が、そのデータが最大でございます。

建設課といたしましては、道路が15件、河川が9件、合計24件の災害を受けておひします。

その中で、まず需用費でございます。373万円でございます。これは道路修繕が主でございます。道路13件、河川6件の小規模災害、谷から土砂が流れてきて側溝を埋めてる、また道路に土砂が流れ込んでいるというようなものにつきましても、その中で対応しておるとこでございます。13節の委託料につきましても、先ほど申し上げました件数のうち道路2件、河川3件について国の予算を伴います公共災害復旧を実施を予定しておひまして、そのための測量及び設計費用でございます。箇所につきましては予

算書の記載のとおりでございます。町道塩山前線につきましては23メートル、畑ヶ平線が15メートル、河川では大味線が5メートル、ホウキ川が11メートルの、杉谷川が16メートルというような災害でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 次に、その前の3ページに戻っていただきまして、歳入でございます。3ページでございます。12款分担金及び負担金の分担金で災害復旧費分担金でございます。補正額は108万4,000円ということで、農業用施設、農地災害復旧に伴う受益者の負担金でございます。

それから16款、その下、県支出金の県補助金1,473万1,000円の補正額でございます。農林水産施設の災害復旧費の補助金でございます。農業用施設が854万4,000円、農地が618万7,000円の県の補助金でございます。

その下が県の委託金でございます。先ほども歳出のほうで説明をいたしました、これは海岸の美化対策事業に伴う海岸清掃の委託金でございます。420万でございます。

一番下の18款繰入金でございますけれども、基金からの繰り入れでございます。財政調整基金からの繰り入れ3,233万9,000円でございます。歳入歳出差し引き収支不足額を財政調整基金から繰り入れるものでございます。この時点で予算上の財政調整基金の残高見込み額は、約22億8,000万円でございます。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑は一括で行います。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） ちょっと農地、田んぼなんかの災害の基準を聞きたいんですけども、土砂が流入して、それで実際にそれを取り除かならんとか、そういった場合の基準はあるんですか。それが農災として認められるかどうか、ちょっとそこら辺のどこ教えてください。

それから漁港のことが出てますので、ちょっとお尋ねしたいんですけども、今回あしたのそれこそカニ祭りが中止になってると、中止にしたんだというような広告が入ります。これについては町長が判断をなさって中止になさったんでしょうか。

それといわゆる4日前にという判断をしたというような話ですけども、聞くところによりますと3日前に大体判断をするのが決まってるんだというお話がありました。そこら辺のどこ今、町民的にもいろいろと関心のある問題ですから、ぜひちょっとわかる範囲で結構ですんで、お答えを願いたいと思います。

○議長（中井 勝君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 基本的に災害、農災の場合の基準でございますが、災害の需用費が40万円以上というのが基準になっておりますので、流れ込みの土砂撤去

などでもそういった費用がかかれば基本的に災害の対象となるということになっております。

それとあと海岸ごみ、カニ祭りの関係については、ちょっと私は答えできませんので。

○議長（中井 勝君） いいですか。（「済みません」と呼ぶ者あり）

岩垣商工観光課長、聞いてますか。（「海岸ごみ」「いや、カニ祭りの中止」と呼ぶ者あり）番外です。

どうぞ。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） カニ祭りの中止について御説明をさせていただきます。

4日前の14日の午前中に緊急の実行委員会が開かれました。実行委員長は町長でありますけれども、就任2日目でございますので、所用で出とりましたので、私のほうが参加をさせていただきました。

内容でございますけれども、先ほど議員御指摘のように、基本的に今までのイベントの中止の経過から、実行委員会というよりは出店者の説明会というのが別途ございまして、出店者会議の中で3日前までには決める、基本的に3日という数字はございますけれども、3日前までには決めたいということがあったようでございます。それを受けまして、漁協のほうの特に組合長等が天気図等、あと各種データを集めまして、集まったのがこのたびの会議でございます。

その内容として、18日は冬型が始まり、かなりの強風が懸念される。それも冬型が始まって、それから土曜日、日曜日にかけて発達していくという中で、陸上のほうはそれほどでもなくても浜のほうでは突風が吹くおそれがあるということで、テントが飛ばされるおそれがある。こういった中で、大変多くのお客様が来るイベントでテントが飛ばせば大変なことになるというお話がありました。それを受けて実行委員会、各団体が出ているわけですが、皆さんの意見をお伺いしました。全員やはり危険なことは避けるべきだということの中で、中止が決定をいたしました。出店者会議の中では3日という数字は確かにございますけれども、カニ祭りでは翌日の3日前の朝から既にカニの準備に入るというときでございましたので、カニのいろんな準備をする前の4日に判断をさせていただいたというところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） いいですか。

15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 2点ほど。

先ほどの質問で災害の査定というか、見方の部分がありました。40万ということで理解はしとるんですが、じゃあ、例えば39万円という被害額。激甚災害ですから多分90%ぐらいは補助になるということ。40万の工事であれば四九、36万、4万円の負担で済むのかなと。一方、39万円の概算で出てきた事業費相当で言えば、何の要は復旧に係る補助がないとすれば39万円と。ここに大きな差があるわけですが、それは一つの基準だと言えそうかもわかりませんが、それで今聞きたいのは40万という

のはどこで引かれたライン。だから何か要綱なのか、法律まで行かんと思うんですけど、そういう部分で決められてる数字かどうかということをちょっと確認しておきたいと思います。だから災害によってはもしかしたら変わる場合もあるというようなこともあるのかなということ含めて答弁欲しい。

それから公共土木災害と農林の施設災害があるわけですけど、一方では職員の時間外が農林サイドではある。しかし、公共サイドでは職員の時間外ない。災害に伴う経費として時間外で処理することって多分ようけあると思うんです。そういう中でこの差というのは何だろう。一方は計上、一方は計上されてない。多分共通して作業に伴う人件費は必要だということ。既存の予算で賄えるからということもあると思うんですが、その辺の災害に向かう農林と公共サイドの違いをちょっと教えてください。

○議長（中井 勝君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 御質問の40万円の基準でございますが、この災害の場合は適用される法律が暫定法ということで通称呼ばれているものでございます。その中で40万円という基準が示されておりますので、これは全国一律ということで基準が定められております。

また、金額においてもそうなんですが、災害として捉える異常気象の分、そういったものも同じような格好で基準が示されておりますので、よろしく願いいたします。

あと時間外の関係につきましては、このたびの災害の分で特に必要となった時間外勤務ということで農災のほうにつきましては計上させていただいたということでございます。以上です。

○議長（中井 勝君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） 公共災害につきましては、今後の予定の中で今回の第4号の補正分につきましては12月の11日から15日にかけて災害査定がございます。その中で本工事が決まり、12月議会の中でまた審査を受ける予算につきましては、当初ではなしに途中でという形の中で予算をお出しするという形をちょっと考えております。その中で災害査定につきましては、事務費考察という形の中で、それに伴います残業手当分をそのとき出ささせていただきたいというふうに考えております。今回の災害につきましては、今の現職員手当の中でフォローしてるということでございます。

○議長（中井 勝君） いいですか。

そのほか。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 海岸漂着ごみに関連するんですが、浜坂農会の水田に漂着ごみの一部が滞留して、そのまま水位が下がれば残ってしまうと、大体ほぼ特定の農地にとどまるということがこの間続いているわけです。農会の皆さんもその対処に非常に苦労しているということが言われているわけですが、今回の災害ではこれが災害復旧のような形の対象になるのかどうか。

それから今後そういうことが続くとなれば低迷化の中で負担が重過ぎるというようなことも言われておりますので、何らかの長期的な展望の上に立った対策というのが求められるのではないかと。もっと言えばあの岸田川あるいは味原川の流末の形状のあり方、それから洪水の対策などについて抜本的な対策が求められるのではないかと。周辺の水害も含めてそういうことを展望して土木や水産事務所にも提案するようなことが必要になるのではないかとこのように思いますので、その点についてどのような見解お持ちでしょうか。

○議長（中井 勝君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 御指摘の浜坂ほ場の分でございますが、このほ場につきましては台風18号の関係でかなり上流から大量のごみが出てきたということで、味原川の河川氾濫といいますか、図書館のあたり、それ下水の処理場のあたり、その辺も水につかったということで、その流れ着いたごみが大量に一部分のところに集まった、堆積したという状況でございます。それを受けて、そういったわらごみが見た目には多かったわけですけど、そういったものも災害としてとれないかということで県のほうにも現地に来ていただいて確認をしていただきましたが、災害としては難しいということの判断の中で、ただ、それを地権者の方に努力して自分の責任で撤去しろと言うのは、なかなかごみの量も多いですし、わらごみの中にも、表面的にはわらなんですけど、中のほうにいろんなごみがまざっているという状況がありましたし、量も多いのでとても人力ではできないということで、そういったことの中で補助災害としてはとれないわけですけども、ほかの地域と同じような格好でみなし補助みたいな格好で町のほうで内部で協議させていただいて、同じような適用、負担でもって町の責任で撤去するということでさせていただいたところでございます。

今後のどうするかという問題、大きな課題はあるわけですけど、かなりそれを流れ込まないようにしようと思えば大がかりな工事にもなりますし、即答でこうしますということは今現在申し上げられないとこでございますが、これまでは同じような状況になったこともあるというふうに聞いてはおるんですけども、少量であれば当然地権者の方も自分ですき込んでするというようなこともこれまでやってこられたということでございますが、今後、同じような規模の災害といいますか、流れ込みがあった場合、ないとは限りませんので、その辺は対策をとる必要はあろうかなとは思いますが、具体的に今現在こうするという事は申し上げられない、課題のままということになっております。今後、考えていかなければいけないということで認識はしております。以上です。

○議長（中井 勝君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） 今の旧味原川の河口というのは、割合と橋梁があり、広いということがまず一つございます。その後、放水路ができました。放水路がするときには当時から申し上げておるのは、ゲートをつくっても閉めてしまったらどこに水が出るのかと。要は旧の河口に出るといふ形の中で、あそこに何とかポンプアップ、ポンプを設

置してくれないかという話も以前から申し上げておるところでございます、いまだにその部分については解決がされていないということでございます。

ただ、それがポンプアップで可能であれば河口口というのは相当断面は小さくて済むのかなという形になります。河口が少なくなれば、例えば河川も含めてですけども、その波高、波浪による流れ込みというのもある程度小規模におさめれるのかなという思いはしておるところでございます。だけ、どちらにしましても水門を閉めてしまったらその水を流れるところがございませんので、そういうまず処理を、まず設置しないことには将来展望はないのかなというふうな思いはしておるところでございます。今後につきましても土木事務所、県のほうにはそれを申し上げていきたいというふうに思っております。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） ちょっと今の答弁の確認をさせていただきます。味原川でしょうか、要は滞留したごみの撤去について行政がしたというふうに今聞いたんですけど、間違いないのかな。

それからすれば、とっても助かることだからありがたいんだけど、さっき申し上げた40万以下の、その事業がどういう形で、どんな事業費で、どの規模だとかようわからんだけど、それができるんだったら40万以下の事業もやってあげてよ。やっぱりそれなりの制度なりをつくって、その中でやっていくべき違う。とりあえずやっというて、今後のことはこれから考えていきます。何だおかしい違う。もう一度ちょっと答弁。いや、そりゃ全く町費使わずに別の方法でやっただったら別だけど、それどれぐらいの要はボリュームのある量だった、金額的に、ちょっと教えてほしいな。何かちょっと担当課長の思い込みで例えば50万の事業ぼつとやるというように感じるから、僕も農家ですから、そういう小さい災害というのは自分でできんだら例えば同じエリアの田んぼの一つの水利組合だとか、そういうエリアで処理するじゃない、奥のほうは。下のほうは、ちょっと災害のかからんやつは行政がしてくれるという、前からそんなことがあるの。改めて聞いてみたいな。よろしく。

○議長（中井 勝君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 以前にあったというふうには認識はしておりません。

ただ、災害の規模が一つのは場だけではなしに連担してかなり広範囲になっていたということが一つと、規模的に数百万円の費用がかかるということですので、このたび特別に判断をさせていただいたということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようですね。

お諮りをいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、よって、本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

ここで暫時休憩します。開会は3時30分から。

午後3時17分休憩

午後3時30分再開

○議長（中井 勝君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

追加日程第17 承認第5号

○議長（中井 勝君） 追加日程第17、承認第5号、専決処分の承認について（専決第7号）平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）の専決処分についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明をお願いします。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 承認第5号、専決処分の承認について（専決第7号）平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度新温泉町一般会計補正予算の専決処分をさせていただいておりますので、同条第3項の規定により、議会の御承認を賜りたく御報告を申し上げます。

内容につきましては、担当課長に説明させます。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 一般会計補正予算の第5号でございます。一般会計補正予算（第5号）の専決の予算につきまして説明をさせていただきます。

10月の22から10月の23日にかけての台風21号接近によって発生いたしました災害に伴う災害復旧費を専決補正をさせていただいております。

補正の内容の主なものは、災害査定を受けるための測量調査設計委託料が主なものでございます。工事費については含んでおりません。

総額で歳入歳出それぞれ3,119万円の増額をお願いするものでございます。

10月25日付で専決をさせていただいております。

説明の都合上、事項別明細書4ページ、歳出をお開きください。順次担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（中井 勝君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） このたびの専決第5号に係る台風21号でございます

が、この台風の概要を申し上げますと、日本の南の海上を北上して超大型で強い勢力を保ったまま10月23日3時ごろに静岡県の御前崎付近に上陸した台風でございます。この台風によりまして同月の21日夜、四国地方から次第に強風域に入りまして、22日の衆議院議員の選挙の当日でございますが、その夜から23日明け方にかけて近畿、四国地方で暴風域に入りました。10月後半の遅い時期に日本付近に接近して、また超大型であることもありまして、大陸部の高気圧との気圧差が大きくなって通常の台風とは異なり進行方向の左側に当たる西日本を中心に暴風域、暴風が吹き荒れたところでございます。

また、台風の北上に伴いまして本州南岸の前線の活動が活発となりまして、特に22日午後から23日の明け方は台風の影響によって兵庫県では暴風を伴った大雨となりまして、本町においても相当の雨が降ったというところでございます。

この雨による被災の報告を受けまして測量を予定しておるものは、農道、水路などの農業用施設が7件、それから農地が7件ということになっております。この被害につきましては、主に照来区域に被害が集中しておるような状況でございます。

また、林道におきまして18号と同様に中辻肥前畑線におきまして大規模な山腹法面崩壊が発生しておりまして、ただいま通行どめというようなことになっております。これら災害の早期復旧のために測量業務が必要となったことから、専決補正予算とさせていただきます。

それでは、補正予算書の事項別明細書4ページを説明をいたします。11款1項1目農業用施設災害復旧費における補正額は130万円でございます。

それから2目の農地災害復旧費は150万円でございます。それぞれ測量委託料でございます。

それと3目の林業施設災害復旧費におきましては、中辻肥前畑線の測量委託で89万円となります。被災の延長は、35メートルでございます。1カ所でございます。

なお、この台風による災害につきましても18号と同様に現時点では激甚指定見込みということの報道がなされているということでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） 11款2項1目の公共土木災害復旧費でございます。先ほど農林水産課長から説明のあったとおり、台風21号に伴うものでございます。連続雨量が286ミリ、24時間最大が253ミリで、1時間最大が20ミリの雨量がありました。

今回の災害につきましては、補正額が2,750万円でございます。

11節の需用費につきましては、町道の1カ所でございますけれども、流れ込みの土砂撤去をしております。それと同時に、下にございます健康公園線の災害に伴いまして滑った面につきまして木の伐採等を行っておるところでございます。13節の委託料2,

700万円につきましては、業務委託料で町道健康公園線ほかとなっておりますけれども、これは1カ所でございます、災害復旧のための測量調査設計業務でございます。健康公園線につきましては、延長が57メートル、高さが18メートルの部分が、全部でございますいませんけど、崩壊をしてるという形の中で、ボーリング4件、それから今後滑るかもわからないということから伸縮計、滑ったときに警報が鳴る伸縮計を2カ所、それから測量でございます。よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（中井 勝君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 次に、その前の3ページ、歳入をお開きいただきたいと思っております。歳入でございます。分担金でございます。災害復旧費分担金ということで、農業用施設、それから農地災害復旧に伴う受益者分担金29万円でございます。

あと繰入金で財政調整基金のほうから歳入歳出差し引き収支不足をするものを財調から繰り入れを行うものでございます。3,090万円でございます。この時点で予算上の財政調整基金の残高の見込み額は、約22億5,000万でございます。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑は一括で行います。質疑お願いします。

15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 災害で共通するということの考えの中で質問させていただきます。先ほどの件ですが、内容がちょっとよくわかりませんので、今度12月の定例会の委員会の中でもどういう状況であったかという、どれだけの事業費がかかってどうしたということを明確にしてください。質問がなかったら何かさっと流れてしまうようなどうも処理みたいです。明確にしてください。それらの資料を出しといてください。

この災害関係で、今回のやつにはもしかしたら上がってないかもわからんですけど、公共の部分で越坂の奥の石が落ちそうとか、落ちたとか、あれの復旧の状況を教えていただけますか。何とか仮復旧とか、通れる状態、大根は出たようですけど、最終はどういうふうな復旧の仕方なり、どれぐらいかかってとか、これは前の要は災害かもわからんですけど、そのあたりを教えてください。（発言する者あり）

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午後3時39分休憩

午後3時39分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

場所は越坂ではなくて肥前畑の上だそうです。

田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） 今年の11月かぐらいだったというふうに思っております。

県道から町道畑ヶ平線のちょうど入ったところが50メートル近く崩落をいたしました。その後、通行どめにし、雪が降ったものですから、それまでに一応大型が通れるように道路に堆積しておりました大型の岩滓等につきましては破壊をし、撤去しております。そこにつきましては大型土のうを4段で積んで、一応通れるようにはなっているという状況で今日に至っておりますけども、そこにつきましては下に県道がございまして、県との協議の中、それから畑ヶ平線につきましては一応県道の告示はまだ終わって、認定はなっていませんけど、告示は終わっているという形の中で県と協議をいたしまして、その分については県が復旧というか、後処理をしていただけるということになっておるところでございまして、本年の9月になりましてから大根が全て搬出した後にまず法面のまだ崩落をしそうなところにつきまして全部下に落として、残りの分をモルタル吹きつけ等で一応安全確保はまずしております。その時点で今回もう雪が降るかもわからないということで来年度に回しておりますけども、来年度につきましては、その今度は下の部分、崩落した残滓の部分、それからそれに伴います今後崩れたときの崩れないようにという形の中で大型の擁壁を設置するというので、それにつきましては来年度の事業ということで聞いておるところでございまして。ただ、畑ヶ平のその搬出の時期等々も調整しなければなりませんので、その辺も今後、設計ができ次第に土木、それから町、そして畑ヶ平の組合と調整しながら復旧を行いたいというふうな思いをしておるところでございまして。

それと今回台風18号にも先ほど明細の中に入ってしまったと思いますけど、その箇所よりも約1キロ奥に同じように崩落現場がございまして、それについては今回の12月の査定に向けて準備を進めているところでございまして。以上でございます。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

そのほか。ないようです。

4番、阪本晴良君。

○議員（4番 阪本 晴良君） よろしくお願ひします。1点だけちょっとお尋ねしてみたいですけども、今回災害ということでもあります。一日も早い復旧がやっぱり待たれると思います。これからどのようなスケジュールで大まかに進むのか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（中井 勝君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 専決補正でいただいた予算を使って今、測定の発注をさせていただいております。その測定の成果をもって設計を組んで、県のほうに設計審査をさせていただきたいと思っております。来月、12月の第1週、それから第3週に災害査定の予定ですので、それまでにその審査を終えて査定を受けるということで、その査定を受けた後に工事のほうに着手したいというふうに思っておりますので、12月の補正予算でその本体工事の補正をお願いすることになろうかと思っております。以上です。

○議長（中井 勝君） 田中建設課長。

○建設課長（田中 雅樹君） まず建設課につきましては、台風18号につきましては、12月の11日からの査定がございます。ですので決定という形になりますと1月、2月ということで、年度内にはその分がほぼほぼ来るのかなという思いはしておるところでございますけど、どちらにしましても入札後、繰り越しという形にはなろうかというふうに思っております。

それから台風21号でございますけども、町道の健康公園線でございます。災害復旧費に約1億はかかるというふうに見込みを立てておるところでございます、それにつきましては少し時間がかかる、来年度になるのかなという予想はしておるところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 1点補足をさせていただきます。早急に復旧をするということで、今現在測量設計をしております。12月の補正予算でお願いを工事費のほうさせていただきたいというふうに考えておりますけれども、現在の設計作業等の流れからいきますと12月の当初での補正予算の提案ということは若干難しい状況に今のところでは考えておりますので、その場合は12月の議会の会期中での追加の議案の補正ということでお願いをすることとなる可能性もありますので、その節にはどうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようであります。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

暫時休憩します。

午後3時46分休憩

午後3時47分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

追加日程第18 議案第83号

○議長（中井 勝君） 追加日程第18、議案第83号、教育長の任命同意についてを

議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第 83 号、教育長の任命同意について。

本件につきましては、現岡本操教育長が教育委員会委員としての任期が平成 29 年 1 月 28 日をもって満了となるため、新たな教育長の任命について御同意いただきたく御提案申し上げるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 内容の説明が要るんじゃないか。

○町長（西村 銀三君） ちょっとお手元の資料説明いたします。教育長の任命同意について。

下記の者を新温泉町教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記。住所、新温泉町諸寄 277 番地 73。氏名、岡田耕治。昭和 30 年 1 月 8 日生まれ。平成 29 年 11 月 17 日提出。新温泉町長、西村銀三。

提案理由、現教育長、岡本操氏は、新温泉町教育委員会委員としての任期が平成 29 年 11 月 28 日をもって満了となるので、新たに教育長の任命を必要とする。よろしく願います。

経歴を読み上げます。岡田耕治氏は、昭和 30 年 1 月 8 日生まれ、62 歳であります。住所、新温泉町諸寄 277 番地の 73。最終学歴は鳥取大学大学院修士課程であります。その後、三洋電機、八鹿町立八鹿小学校教諭、新温泉町立浜坂東小学校校長を最後に退職をしております。現在人権擁護委員もされております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 提案説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんね。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようであります。

お諮りをいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 5 1 分休憩

午後 3 時 5 2 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

追加日程第 1 9 議案第 8 4 号

○議長（中井 勝君） 追加日程第 1 9、議案第 8 4 号、教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第 8 4 号、教育委員会委員の任命同意について。

本件につきましては、現北村早悟委員が平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日をもって任期満了となるため、後任の任命について御同意いただきたく御提案申し上げます。

後任人事であります。住所、新温泉町浜坂 1 9 8 0 番地の 1。宮口久美夫氏。昭和 2 3 年 4 月 1 3 日生まれであります。

経歴について御報告いたします。最終学歴、浪速短期大学デザイン美術部を卒業されております。その後、香住町立佐津小学校教諭、香住第二中学校教諭を退職をなされております。その後、兵庫県立浜坂高等学校非常勤講師を務めて退職をされております。その他の役職として、全国教育美術展中央審査員、さらに兵庫県優秀教職員表彰を受賞、これは平成 1 9 年であります、受賞をされております。現在新温泉町人権啓発指導員をされております。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 提案説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りをいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり同意する

ことに決定いたしました。

暫時休憩します。

午後 3 時 5 5 分休憩

午後 3 時 5 6 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

追加日程第 2 0 議案第 8 5 号

○議長（中井 勝君） 追加日程第 2 0、議案第 8 5 号、監査委員の選任同意についてを議題といたします。

地方自治法第 1 1 7 条の規定により、小林俊之君の退席を求めます。

〔 8 番 小林俊之君退場 〕

○議長（中井 勝君） 上程議案に対する町長の提案説明を求めます。
西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第 8 5 号、監査委員の選任同意について。

本件につきましては、監査委員の宮本泰男氏は、平成 2 9 年 1 1 月 1 2 日をもって任期満了となったため、後任の選任について御同意いただきたく御提案申し上げるものがあります。よろしく願いいたします。

住所、新温泉町浜坂 9 3 7 番地の 1。氏名、小林俊之氏。昭和 2 7 年 1 月 7 日生まれ。
平成 2 9 年 1 1 月 1 7 日提出。新温泉町長、西村銀三。

○議長（中井 勝君） 提案説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（中井 勝君） ないようであります。

お諮りをいたします。本案は、質疑を終結し、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。

本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

小林俊之君の出席を求めます。

〔 8 番 小林俊之君入場 〕

○議長（中井 勝君） 小林俊之君の監査委員の選任については、同意されましたので、お伝えいたします。

追加日程第21 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

○議長（中井 勝君） 追加日程第21、委員会の閉会中における所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会並びに議会運営委員会より別紙のとおり、閉会中における所管事務調査の申し出がなされております。これを承認したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議がないようですので、申し出のとおり承認することに決定しました。

よって、閉会中の委員会における所管事務調査は、申し出のとおり決定をいたしました。

○議長（中井 勝君） お諮りをいたします。本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

第85回新温泉町議会臨時会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本議会は、改選後の初議会であり、議長、副議長選挙を初め委員会構成など、また町長から提案のありました議案に対し慎重審議並びに適切妥当なる結論をいただきました。厚くお礼を申し上げます。

今後とも議員各位並びに執行部の皆さんの御健勝をお祈りいたしますとともに、町行政の積極的な推進に御尽力いただきますようお願いを申し上げ、閉会の挨拶といたします。

町長挨拶。

○町長（西村 銀三君） 第85回新温泉町議会臨時会の閉会に当たりまして、お礼の御挨拶を申し上げます。

本日は、提案させていただきました専決処分の報告及び御承認並びに人事案件の御同意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

議員各位には今後とも御協議を重ねさせていただきながら町政運営を行ってまいりたいと存じておりますので、一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

向寒のみぎり十分御自愛をいただきながら議員皆様は御健勝で議員活動をされますことを御祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

なお、岡本操教育長は、11月28日をもって任期満了により退任いたします。

また、小西清司副町長から11月30日付をもって退任の申し出があり、これを受理

しております。

ここで岡本教育長、小西副町長から退任の挨拶をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） それでは、ここで副町長、小西清司君から御挨拶を受けたいと思います。皆さん、お座りください。

○副町長（小西 清司君） 失礼します。議員の皆さんにおかれましては、大変貴重な時間を割いていただきまして心よりお礼を申し上げたいというふうに思います。

あと11月末で終了ということでございますが、残すところ私の任期は1月14日まででございますので、一月半ほど残すことになるわけでございますが、一身上の都合によりましてこの11月末をもって退職をしたいというふうに思っているところでございます。

この間、振り返ってみますと、職員といたしまして旧浜坂町、昭和48年8月に入職いたしましてから現在まで約44年間公務員としての生活をさせていただいております。特に副町長となりましてからは4年にもう少し満たないわけでございますが、浜坂町時代、この議会に出る立場になりましてから17年間、浜坂町議会、さらには新温泉町議会、副町長として議会に出させていただいております。その間、議会の皆様には議長様を初め温かい御支援の中できょうまで職務を遂行することができました。本当に心よりお礼を申し上げたいというふうに思います。

特にこの副町長になりました4年間につきましては、合併をいたしまして10年という節目を迎える時期でございまして、合併10周年記念、さらには第2次総合計画の策定等非常にこの町におきまして大きな節目となる時期に副町長をさせていただきました。こういう大きな節目のときに皆さんとともにこのときを過ごさせていただいたことは、何よりもうれしかったことでございます。

副町長に就任いたしましたときに当然知識、それから能力等が不足する中で大丈夫かというふうに思ったわけでございますが、議員の皆さんの御支援、さらには町長を初め管理職の皆さん、職員の皆さんの助けを得ながらきょうまで職務を遂行することができたというふうに思っております。改めまして皆さんに心から御礼を申し上げたいというふうに思います。

これから迎えます新温泉町、人口減少、それから少子高齢化等さまざまな難題がまだまだ多くあるわけでございますが、議会と行政、両輪のごとく皆さんが切磋琢磨する中でさらなる新温泉町の発展に皆さんが努力されることを心より願うものでございます。

私もこうして11月を過ぎましたら退職させていただくわけでございますが、振り返ってみますと大した趣味も持っておりませんが、地元根差した活動をする中で新温泉町の発展に寄与できればというふうには思っておるところでございます。今後とも皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

改めまして議員の皆さんに心から御礼を申し上げまして、一言のお礼の挨拶とさせていただきます。

終わりに、新温泉町、さらには新温泉町議会のますますの発展と皆さんの御活躍、御健勝、御多幸をお祈りいたしまして、簡単でございますが、私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（中井 勝君） 小西副町長におかれましては、新温泉町の振興に御尽力をいただき、まことにありがとうございました。改めてお礼を申し上げます。

次に、岡本教育長が11月28日をもって任期満了となります。

退任の御挨拶を受けたいと思います。

岡本教育長。

○教育長（岡本 操君） 失礼いたします。貴重な時間をいただきまして退任の御挨拶をさせていただきますこと、まことにありがとうございます。

平成23年8月より教育長の任を受け、ことし今月28日をもって退任いたします。6年3カ月にわたり大変お世話になりました。

議員の皆様には教育行政の各般にわたり御支援を賜り、議会会期中のみならず建設的な御意見、御指導、御提言を数多く頂戴し、教育の充実に向け微力ながら精いっぱい邁進することができましたこと心からお礼を申し上げます。

この間、温泉地域の小学校統廃合や保育園、幼稚園の認定こども園への移行、こども園の福祉課から教育委員会への所管の移行や近年ふえております発達障がい等特別な支援を必要とする園児、児童への支援ということで特別支援指導補助員やスクールアシスタントの大幅な増員、配置、専門機関や特別支援学校とのネットワークづくりを初め教育、福祉行政の連携など多くの方々の協力をいただく中で着実な歩みができたものと思っております。

この町に生まれ育ってよかった、新温泉町を愛し、新温泉町を誇りに思う子供たちに育てたい、こうした思いのもと人と人との関係づくり、豊かな関係づくりを基盤にした教育の推進に取り組んでまいりましたが、今後さらに生涯にわたって生き生きと輝く教育の実現に向けた取り組みは、未来に生き、未来を創造していく子供を真ん中に据えて、多くの経験と知識を蓄えておられる高齢者の方々を初めとする大人の連携と学校園を核にし、地域コミュニティーの中で新しい協働の社会づくりを進めていかななくてはなりません。町づくりは人づくり、人づくりは町づくりであります。

どうかこの議場に集う議員の皆様の町づくり、人づくりへの熱い思いを結集して町政発展のため御奮闘、御活躍されますようお祈り、御期待を申し上げまして、まことに意を尽くしますが、一言のお礼の御挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。まことにありがとうございました。（拍手）

○議長（中井 勝君） 岡本教育長におかれましては、新温泉町の教育行政のため御尽力をいただき、改めて感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

これで本日の会議を閉じます。

第85回新温泉町臨時議会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 4 時 1 2 分閉会
